

平成31年3月定例会 提出予定議案の概要

| 議案番号  | 件名   | 概要   |
|-------|--|--|
| 同意第1号 | 公平委員会委員の選任について                               | 現委員 <sup>なかむら</sup> 中村さと子 氏の任期満了に伴い再度選任するため、議会の同意を求めることとする。<br>委員の定数 3人<br>委員の任期 4年<br>中村さと子 (64歳) 再任    |
| 同意第2号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について                         | 現委員 <sup>かわすみかずゆき</sup> 川角和行 氏の任期満了に伴い、再度選任するため、議会の同意を求めることとする。<br>委員の定数 3人<br>委員の任期 3年<br>川角和行 (67歳) 再任 |
| 議案第2号 | 高浜市公共施設等整備基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について           | 高浜市公共施設等整備基金の用途を拡大し、公共施設等の維持更新及び公共施設総合管理に関する施策推進に活用することとする。  |
| 議案第3号 | 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について                 | 可燃ごみ指定袋の無料配布を廃止し、販売価格の改定等を行うこととする。   |
| 議案第4号 | 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について                | 児童扶養手当法の一部改正に伴い、母子家庭等医療費について、前々年の所得に応じて支給制限する期間を変更することとする。   |
| 議案第5号 | 半田市と高浜市との間の一般旅券の申請の受理、交付等に関する事務の委託に関する規約について | 愛知県から権限移譲された一般旅券事務の管理及び執行を半田市に委託するため、地方自治法上必要とされる議決を求めることとする。  |
| 議案第6号 | 高浜市道路占用料条例の一部改正について                          | 道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額について改定することとする。   |

|        |   |  |
|--------|---|--|
| 議案第7号  | 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について | 水道法施行規則及び技術士法施行規則の一部改正に伴い、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を有する者として、一定の学科等を修めた専門職大学の前期課程修了者を加えることとする。  |
| 議案第8号  | 市道路線の認定について   | 高浜豊田地区用地造成工事により設置された道路について、市道路線として認定することとする。<br>・焼山4号線   |
| 議案第9号  | 高浜市教育振興・子育て支援基金の設置及び管理に関する条例の制定について                     | 教育振興・子育て支援基金を設置し、ボートレースチケットショップ高浜から納入される環境整備協力費を積み立てることとする。  |
| 議案第10号 | 高浜市市制施行50周年記念事業基金の設置及び管理に関する条例の制定について                   | 高浜市市制施行50周年記念事業に必要な財源を確保することを目的として、基金を設置することとする。   |
| 議案第11号 | 高浜市職員定数条例の一部改正について                                      | 市長の事務部局並びに教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の定数を改定することとする。   |
| 議案第12号 | 高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について                           | 時間外勤務命令を行うことができる上限等を定める措置について、規則委任することとする。   |
| 議案第13号 | 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について                 | 本人の申出により、市長、副市長及び教育長の給料の月額を減額して支給することとする。  |
| 議案第14号 | 高浜市事務分掌条例の一部改正について                                      | 行政の合理化・効率化を推進するため、市民総合窓口センターを市民部とし、都市政策部の分掌事務であった市有財産（他の部等の主管に属しないこと。）に関することを総務部の、産業等に関することを市民部の分掌事務とするとともに、市民総合窓口センターの分掌事務であった公営住宅に関することを都市政策 |

|        |   |  |
|--------|---|--|
|        |   | 部の分掌事務とする等の再編を行うこととする。   |
| 議案第15号 | 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について | 愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更に係る関係地方公共団体との協議について、地方自治法上必要とされる議決を求めることとする。  |
| 議案第16号 | 高浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について               | 介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援事業者の指定権限が市町村長に移譲されたことに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めることとする。                               |
| 議案第17号 | 高浜市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について                    | 介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援事業者の指定権限が市町村長に移譲されたことに伴い、指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定めることとする。                                    |
| 議案第18号 | 高浜市遺児手当支給条例の一部改正について                                    | 児童扶養手当法の一部改正に伴い、遺児手当について、所得制限等による支給制限の適用期間を変更することとする。  |
| 議案第19号 | 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について                             | 災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の利率等及び償還方法を変更することとする。   |
| 議案第20号 | 高浜市指定居宅介護支援事業等の実施等に関する条例の一部改正について                       | 介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援事業者の指定権限が市町村長に移譲されたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととする。   |
| 議案第21号 | 財産の無償貸付について   | 現在の刈谷豊田総合病院高浜分院の敷地の無償貸付が平成31年3月31日に終了することに伴い、これを延長することとする。<br>1 貸付する財産<br>・種類 土地<br>・種別 宅地、雑種地<br>・面積 8, 169.98㎡ |

|              |  |   |              |          |             |          |
|--------------|--|---|--------------|----------|-------------|----------|
|              |  | <p>2 貸付期間<br/>平成31年4月1日～平成31年6月30日</p> <p>3 貸付の相手方<br/>医療法人豊田会</p>  |              |          |             |          |
| 議案第22号       | 財産の無償貸付について                                | <p>医療法人豊田会が現在の刈谷豊田総合病院高浜分院を収去して、土地を明け渡すまでの間、同院の敷地を医療法人豊田会に無償貸付することとする。</p> <p>1 貸付する財産<br/>・種類 土地<br/>・種別 宅地、雑種地<br/>・面積 2,595.86㎡</p> <p>2 貸付期間<br/>平成31年7月1日～平成37年6月30日</p> <p>3 貸付の相手方<br/>医療法人豊田会</p>   |              |          |             |          |
| 議案第23号       | 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の基礎資格を有する者として、一定の学科等を修めた専門職大学の前期課程修了者を加えることとする。</p>   |              |          |             |          |
| 議案第24号       | 財産の減額貸付について                                | <p>テニスコート施設の供用開始までの期間において、同施設の面積割合の貸付料相当額を減額して貸付することとする。</p> <p>1 貸付する財産<br/>・種類 土地<br/>・種別 宅地<br/>・面積 8,728.57㎡</p> <p>2 貸付期間<br/>平成31年4月1日からテニスコート施設の供用を開始する日の属する月の前月の末日まで。</p> <p>3 貸付の相手方<br/>株式会社コパン</p> <table border="1" data-bbox="721 1865 1417 1989"> <tr> <td>減額しない場合の貸付月額</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>減額した場合の貸付月額</td> <td>366,000円</td> </tr> </table> | 減額しない場合の貸付月額 | 600,000円 | 減額した場合の貸付月額 | 366,000円 |
| 減額しない場合の貸付月額 | 600,000円                                   |   |              |          |             |          |
| 減額した場合の貸付月額  | 366,000円                                   |   |              |          |             |          |